

権利擁護支援ネットワーク

ニュースレター

<http://kitami-shakyo.jp/>

2022年(令和4年)

7月29日

No.12

1. 北見市・訓子府町・置戸町を対象とした権利擁護支援地域連携ネットワークの中核となる機関“中核機関（北見地域成年後見中核センター）”の運営を開始しました

北見市社会福祉協議会では、平成26年度に北見市成年後見支援センターを受託し、北見市における成年後見制度の普及と利用促進に取り組んでまいりました。この間、認知症を患う人や単身高齢者等の増加、また成年後見制度の理解が徐々に広まってきたことなどにより、相談や申立件数等は年々増加していますが、今後は権利擁護支援を必要とする方が急速に増加することが見込まれており、どこに住んでいても成年後見制度が必要な時期に、また適切な時期に届く「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」醸成が強く求められています。

権利擁護支援ネットワークの中核となる機関の設置



【1市2町による第1回運営委員会の様子 (R4.5.16)】

国では、今後増加する成年後見制度利用を含めた、権利擁護支援を必要とする人に対応できるよう、平成28年に成年後見制度利用促進基本計画を策定し、市町村を設置主体とし

掲載内容

- 1 北見地域成年後見中核センター運営開始
- 2 釧路家庭裁判所北見支部長より着任のご挨拶
- 3 北見地域成年後見中核センターの機能・役割
- 4 令和3年度成年後見支援センター実績（抜粋）

た「権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）」を全国に整備する方向性を示しました。

北見地域においては「北見地域定住自立圏域共生ビジョン」により、北見市を中心に高齢者や障がい者等に関する権利擁護の推進を図ることとし、令和4年4月1日に、北見市、訓子府町、置戸町を対象とした中核機関が設置されました。

機関名称は、北見市成年後見支援センターから「北見地域成年後見中核センター」として改め、北見市社会福祉協議会が継続して事業を受託しました。中核機関の機能や役割については、次ページにて紹介します。

2. 着任のご挨拶 —釧路家庭裁判所北見支部 支部長 渡邊 哲 様—

成年後見制度利用促進、中核機関の運営には家庭裁判所との連携が重要となります。このたび釧路家庭裁判所北見支部に着任された渡邊哲支部長よりご挨拶を頂戴しましたのでご紹介いたします。

本年4月1日付けで釧路家庭裁判所北見支部の支部長に着任いたしました、裁判官の 渡邊 哲 と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。北海道内では、平成25年から平成28年までの3年間、札幌地方裁判所に勤務した経験がありますが、釧路ないし北見の管内での勤務は今回が初めてとなります。

まずは、北見地域成年後見中核センター及びその関係者の皆様におかれましては、日頃から裁判所で行う成年後見の業務についてご協力いただくとともに、適切な後見業務を行っていただいていることにつき、この場を借りて御礼申し上げます。

さて、北見市成年後見支援センター及びその関係者の皆様におかれましては、これまで他の自治体に比べ、成年後見制度の利用促進に向けた活発な活動をしてこられたと聞いておりますが、今般、北見地域における成年後見制度に関する中核機関を受託し、センターの名称も「北見地域成年後見中核センター」と改称され、その運営を開始されたとのことであり、裁判所としても、非常に頼もしく感じております。

成年後見制度については、今年度から第二期成年後見制度利用促進基本計画が始まり、裁判所としても成年後見制度のより一層の利用促進とその適正な運営は重要な目標の一つと捉えており、北見地域成年後見中核センター及びその関係者の皆様にも、引き続き、成年後見制度の利用促進とその適正な運営にご協力をいただければ幸いです。

今後とも、よろしくお願いいたします。

3. 北見地域成年後見中核センター（中核機関）の機能・役割

“中核機関”は権利擁護支援に取り組む様々な関係機関のコーディネート役

北見地域成年後見中核センター（以下「中核機関」とします。）は、成年後見制度利用促進基本計画を基盤に、地域包括支援センターや障がい者相談支援センターなどの住民に身近な相談機関（1次相談機関）や、弁護士・司法書士・社会福祉士などの成年後見制度に関わる専門職、また医療機関、家庭裁判所、行政等と一緒に、どこに住んでいても成年後見制度が利用できるネットワークや仕組みづくりなど、住民等がメリットを実感できる制度運用の改善に取り組むため、苦情受付対応や後見人等受任者調整（マッチング）、また関係機関の情報集約といった機能を新たに備え、北見市、訓子府町、置戸町の権利擁護支援に関する地域連携ネットワークを地域の実情に応じてコーディネートする中核機関として位置付けられています。

その人のめざす暮らしを支える制度に

成年後見制度利用促進基本計画は令和4年3月に第2期計画が策定されました。基本的な考え方は第1期を踏襲しつつ、サブタイトルは「**尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進**」とされました。「成年後見制度利用促進、という言葉から、利用促進法を「成年後見制度の利用者を増やすこと」や「首長申立を活性化させること」等と捉えている方もおられると聞きます。ですが、成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方は、**地域共生社会を実現するために、権利擁護支援を推進していくことであり、成年後見制度はその中のしくみの一つです。**成年後見制度の利用が優先的な目的ではなく（成年後見制度ありきではなく）**その人のめざす暮らしを支えるひとつの方法**として、成年後見制度が役割を果たすことができるよう、地域の体制を整備することを目的としています。

権利擁護支援の地域連携ネットワーク

“権利擁護支援の地域連携ネットワーク”とは、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援を必要とする人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

- 権利擁護支援を必要とする人の発見・支援
 - 早期の段階から相談・対応ができる体制の整備
 - 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素としています。



4. 令和3年度成年後見支援センター実績（抜粋）

相談対応等内訳

- ▶首長申立案件数…………… 41件
(R2…23件)
- ▶対象者内訳
 - ・認知症…………… 27件
 - ・知的障がい…………… 4件
 - ・精神障がい…………… 2件
 - ・その他…………… 8件
- ▶新規相談件数…………… 129件
(R2…96件)
- ▶相談内訳（重複あり）
 - ・申立手続き（首長・親族申立含む）……………1341件（R2…888件）
 - ・後見人候補者…74件（R2…28件）
 - ・申立・報酬費用…46件（R2…3件）

運営委員会等の開催

- ▶運営委員会回数…7回
- ▶審査検討会回数…9回
審査件数……………44件

令和4年度も様々な関係機関と連携、協働しながら、運営委員会、審査検討会を中心として効果的な取り組みに努めてまいります

ホームページ、パンフレットをリニューアル

北見地域成年後見中核センターでは、成年後見制度の概要、法定後見制度や任意後見制度に関する申立ての流れや費用等について、また中核機関の機能や相談窓口などを掲載したホームページの運用を開始しました。また、新たに成年後見制度と相談窓口を紹介するパンフレットも作成、掲載しておりますので、ぜひご活用ください。



URL: [http:// kitami-shakyo.jp](http://kitami-shakyo.jp)